

#### 春合宿第4問

Xら5名は、共謀の上、平成21年8月25日午後11時50分ころから、同月26日午前0時20分ころまでの間、P公園駐車場において、AとBに対し、その顔面、腹部等を手拳で殴打するとともに、その胸部、腹部等を足蹴にするなどの暴行を加えた。AとBともに外傷は負わなかったが、Aは、高度の心臓疾患(極めて軽微な外因によって、突然心臓機能の障害を起こして心臓死に至る恐れのある疾患)を持っており、上記暴行とあいまって、心臓麻痺によって死亡した。

さらに、同日午前0時40分ころから午前3時45分ころまでの間、Xの住むマンションにおいて、Bの頭を木製いすで小突いたり、膝蹴りするなどの激しい暴行を加え、これら一連の暴行により、Bに顔面打撲傷等の傷害を負わせた。

その後、隣人が物音に抗議に来た際、Xらが応対している隙に、Bは、上記マンション居室から靴下履きのまま逃走した。Xらは、すぐにBを追跡したもののすぐに見失い、引き続き付近を探索したが、それ以上にBを追跡することはしなかった。

他方でBは、Xらに対し極度の恐怖感を抱き、逃走を開始してから約10分後、Xらによる追跡から逃れるため、上記マンションから約810m離れた高速道路に進入し、下り車線を渡り、中央分離帯を越え、上り車線を渡ろうとした際に、時速90kmで進行してきた自動車に衝突され、後続の自動車にれき過されて、死亡した。

なお、本件事故現場へ立ち入るためには、草木の茂る急斜面を登り、同道路と側道との間の金網フェンス(高さ1.12m)を乗り越えた後、上り線や下り線とを分かつガードレール及び遮光ネットで構成された中央分離帯等の障害物を越えなければならない。また、その頃の高速走行車の通行量は、5分間で、上り線、下り線とも37台であった。

Xの罪責を述べよ。(共犯については論じなくてよい)

参考判例：昭和46年6月17日最高裁第一小法廷判決  
平成15年7月16日最高裁第二小法廷決定